

ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について  
(要旨)

国内外でワクチンの接種が進展しつつあることを踏まえ、検疫所が確保する宿泊施設にて6・10日間の待機対象となっている指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国し、かつ、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持する方については、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機を求めないこととします。

また、検疫所が確保する宿泊施設にて3日間の待機対象となっている、水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域及び水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域から入国・帰国し、かつ、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持する方については、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めないこととします。

なお、これらの措置は令和3年10月1日午前0時以降に入国・帰国される方を対象に実施することとします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（18）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（１８）  
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）

令和３年９月２７日

１．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月１７日）（以下、「措置（１７）」）の  
１．（３）の指定国・地域、措置（１７）の２．の指定国・地域又は措置（１７）の指定国・地域  
以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外  
務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。）を保持している者については、  
入国後１０日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を  
厚生労働省に届け出た場合、入国後１４日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求  
めないこととする。

２．一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置（１７）の１．（３）の指定国・地域又は措置（１７）の２．の指定国・地域から入国・帰  
国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、  
検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後３日目の検査を求めないこととする。

（注１）上記に基づく措置は、令和３年１０月１日午前０時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注２）上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添  
の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

令和３年９月２７日

最終改正 令和３年１０月８日

厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月２７日）に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の１．又は２．のいずれかに該当するものとします。

１．日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを２回以上接種し、日本入国・帰国時点で２回目の接種日から１４日以上経過していることが分かるもの

- （１）日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- （２）日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- （３）日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

２．外国で発行された証明書については、（１）～（３）のすべてを満たすもの

（１）下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注１）

（注１）接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

（２）下記のいずれかのワクチンを２回以上接種し、日本入国・帰国時点で２回目の接種日から１４日以上経過していることが分かること。（注２）

ワクチン名／メーカー	指定日	指定解除日
コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer)	令和３年９月２７日	
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca) (注３)	令和３年９月２７日	
COVID-19 ワクチンモデルナ (COVID-19 Vaccine Moderna) 筋注／モデルナ (Moderna)	令和３年９月２７日	

（注２）異なる種類のワクチンを接種した場合も、合計の接種回数が２回以上かつ２回目の接種日から１４日以上経過していれば有効と認めます。

（注３）アストラゼネカから技術供与を受けて、インド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」については、水際対策強化に係る新たな措置（１８）に基づく措置の適用に当たって、１０月１２日午前０時以降、「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」と同一のものとして取り扱います。

（３）別紙に記載されたいずれかの国・地域の政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対する  
ワクチン接種証明書発行国・地域

※赤字の国・地域発行の接種証明書は11月22日午前0時以降有効です。

国・地域名	
北米	オーストリア
米国全土（CDCカード）	オランダ
米国（北マリアナ）	キプロス
米国（ニューヨーク州）	ギリシャ
米国（ニューヨーク市）	クロアチア
米国（バージニア州）	コソボ
米国（ペンシルベニア州フィラデルフィア市）	ジョージア
米国（メリーランド州）	スイス
米国（ルイジアナ州）	スウェーデン
米国（ワシントンDC）	スペイン
米国（ワシントン州）	スロバキア
米国（オレゴン州）	スロベニア
米国（グアム）	チェコ
米国（カリフォルニア州）	デンマーク
米国（アリゾナ州）	ドイツ
カナダ（アルバータ州）	トルクメニスタン
カナダ（ブリティッシュコロンビア州）	バチカン
カナダ（ユーコン準州）	ハンガリー
カナダ（ケベック州）	フィンランド
カナダ（オンタリオ州）	フランス
カナダ（ニューファンドランド・ラブラドール州）	ブルガリア
カナダ（ニューブランズウィック州）	ベラルーシ
カナダ（マニトバ州）	ベルギー
カナダ（サスカチュワン州）	ボスニア・ヘルツェゴビナ
カナダ（ノバスコシア州）	ポーランド
カナダ（ノースウエスト準州）	ポルトガル
カナダ（ヌナブト準州）	マルタ
カナダ（プリンス・エドワード・アイランド州）	ラトビア
欧州	リトアニア
アイスランド	ルーマニア
アイルランド	ルクセンブルク
アンドラ	アジア
イタリア	インドネシア
英国	韓国
エストニア	シンガポール
	スリランカ

タイ	グアテマラ
東ティモール	コスタリカ
バングラデシュ	ジャマイカ
フィリピン	ドミニカ国
ブータン	ニカラグア
ブルネイ	パラグアイ
ベトナム	ベリーズ
香港	ホンジュラス
マレーシア	メキシコ
モルディブ	中東・北アフリカ
モンゴル	アラブ首長国連邦
大洋州	イスラエル
オーストラリア	オマーン
サモア	チュニジア
ソロモン	トルコ
パラオ	バーレーン
パプアニューギニア	レバノン
マーシャル諸島	サブサハラ・アフリカ
中南米	エチオピア
アルゼンチン	ガボン
英領バミューダ	セーシェル
エクアドル	